

「包括的維持管理（試行）」の実施計画（案）

1. 契約に至る事務

(1) 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

(2) 契約期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

(3) 契約金額

業務規模：約 100,000 千円～120,000 千円

※総価契約分(上限)約 40,000 千円、単価契約分(上限)約 80,000 千円

※上記業務規模は契約金額の上限値であり、豪雪・豪雨・地震等の大災害時の特殊要因による業務費用は除く

(4) 応募者が満たすべき条件

本業務を円滑かつ遅延なく遂行することができる企業、事業協同組合または共同企業体等

※詳細は「プロポーザル募集要項」にて公表予定

2. 業務範囲

(1) 対象施設

対象施設は、表-2.1 及び添付図-1 に示す路線上の道路施設とする。

表-2.1 対象路線一覧

道路種別	路線番号	路線名	延長(km)
一般国道	4	国道 4 号	12.4
	288	国道 288 号	2.7
主要地方道	6	郡山湖南線	2.5
	17	郡山停車場線	0.4
	57	郡山大越線	2.8
	65	小野郡山線	1.8
一般県道	109	安積長沼線	0.5
	110	田村安積線	0.3
	142	河内郡山線	2.7
	296	荒井郡山線	3.3
	355	須賀川二本松線	10.0
小 計			39.4
一般県道（自転車道）	333	須賀川二本松自転車道線	13.5
小 計			13.5
合 計			52.9

3. 業務概要

3.1 単価契約

(1) 対象範囲（添付図-2 参照）

①道路パトロール業務（異常時・地震時）

11 路線 L=39.4km

②道路維持補修業務

11 路線 L=39.4km

③舗装維持修繕業務	11 路線 L=39.4km
④除雪業務	11 路線 L=39.4km
⑤凍結防止剤散布業務	11 路線 L=39.4km

3.1.1 道路パトロール業務（異常時・地震時）

(1) 業務の定義

「異常時パトロール」とは、気象警報が発令された段階以降のパトロール及び発注者が異常時と判断し、指示した段階のパトロールをいうものとする。

「地震時パトロール」とは、震度 4 以上の地震が発生した段階におけるパトロールをいうものとする。

(2) パトロールの内容

道路パトロール業務（異常時・地震時）は、車輦内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

(3) パトロール結果の記録

パトロールにより把握した事項、発見した異常箇所を措置した事項については、パトロール日誌（兼）道路異常箇所状況報告書に記載し監督員に報告するものとする。

パトロール日誌等の様式は、発注者が定めこれを使用するものとする。

3.1.2 道路維持補修業務

(1) 業務の内容

道路維持補修業務は、突発的な事故や経年劣化による道路管理施設の損傷のうち軽微なものについて補修を行うものである。

標準的な委託工種を表-3.3 に示す。

表-3.3 標準的な委託工種(道路維持補修業務)

①土工	崩落土撤去工（機械施工、人力施工）、堆積土撤去工（機械施工、人力施工）、盛土工（機械施工、人力施工）
②土留工、法留工	土のう積工（土のう工、大型土のう工、植生土のう工）、かご工（じゃかご、ふとんかご）杭打ち工（松丸太）
③法面工	筋芝工（人工芝）、張芝工（人工芝）
④ダンプトラック運搬工	運搬工、アスファルト殻運搬工・処分、コンクリート殻運搬工・処分、木くず類運搬・処分、動植物性残さ運搬・処分
⑤道路施設清掃工	路面清掃工（人力清掃工）、大型標識清掃工（人力清掃工）、側溝清掃工（人力清掃工）、集水桝清掃工（人力清掃工）、管・函渠清掃工
⑥路面補修工	欠損部補修工（人力施工、加熱合材）、欠損部補修工（人力施工、常温合材）路面整正工（砂利道・機械施工）
⑦排水工	コンクリート蓋工（撤去、設置）、グレーチング蓋工（撤去、設置）、側溝工（撤去、設置）
⑧交通安全施設補修工	歩車道境界ブロック工（撤去、新設）、視線誘導標工（撤去、新設）、区画線工、ガードレール工（撤去、新設）、ガードパイプ工（撤去、新設）
⑨側溝等床版蓋補修工	コンクリート取り壊し（人力施工）、コンクリート工（小型構造物）、型枠工（小型構造物）、鉄筋工
⑩その他	立木伐採工（通行支障木の伐採）、立竹伐採工（通行支障竹の伐採）、バリケード工（設置、撤去）、浮石撤去工、岩塊破碎工、雪庇撤去工、敷鉄板工、防護柵工（単管パイプ）、他

(2) 業務の発注金額

1 件の委託料は 300 万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は 500 万円未満とする。

3.1.3 舗装維持修繕業務

(1) 業務の内容

舗装維持修繕業務は、道路舗装の破損箇所のうち小規模な箇所、またはこれを放置することによって破損部分が拡大し交通に支障を及ぼすことが予想される箇所を修繕するものである。

標準的な委託工種は、欠損部補修（パッチング）、クラック補修（充填）、表面処理とする。

(2) 業務の発注金額

1 件の委託料は 300 万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は 500 万円未満とする。

3.1.4 除雪業務

(1) 業務の内容

除雪業務は、降雪や積雪、および地吹雪等による吹き溜まりにより交通障害の発生等が予測される場合に、除雪作業を行うものとする。

また、除雪作業者の安全運転の徹底を図るため、除雪機械は、運転手と助手の二人乗務体制とする。

(2) 出動・待機の判断

出動・待機の判断は、以下を標準とする。また、発注者から出動・待機を指示する場合がある。

雪道巡回：降雪や凍結等の状況から特に必要がある場合

待 機：大雪警報発令時又は発注者が特に必要があると認めた場合

新雪除雪：路上の積雪深が 5cm 以上となった場合

(3) 機械等貸付

除雪作業に使用する除雪車（凍結抑制剤散布機能付トラックグレーダ）は、発注者より貸与する。

3.1.5 凍結防止剤散布業務

(1) 業務の内容

凍結防止剤散布業務は、路面凍結で交通障害の発生しやすい箇所について、路面状況と気象予測により凍結防止剤の散布を行うものとする。

また、散布作業者の安全運転の徹底を図るため、散布車には運転手と助手の二人乗務体制とする。

(2) 出動の判断

出動の判断は、午前 5 時現在の気温が -1℃以下となった場合、路面の状況により緊急の散布を行う必要が生じた場合とする。また、発注者から出動・待機を指示する場合がある。

(3) 機械等貸付

散布作業に使用する凍結防止剤散布車は、発注者より貸与する。

3.2 総価契約

(1) 対象範囲（添付図-2～5 参照）

①道路パトロール業務（平常時）【国道 4 号区間のみ】	1 路線	L=12.4km
②道路植栽管理業務	7 路線	L=12.7km
③道路環境美化業務【須賀川二本松自転車道線区間の除草】	1 路線	L=13.5km
④道路除草業務	11 路線	L=39.4km

3.2.1 道路パトロール業務（平常時）【国道4号区間のみ】

(1) 業務の定義

「道路パトロール業務（平常時）」とは、平常時における道路の異常、道路の利用状況等を把握するために行うパトロールをいう。

(2) パトロールの内容

道路パトロール業務（平常時）は、主として以下に掲げる事項について、原則として2日に1回、車輦内から目視により行うものとする。

また、毎月1度または必要がある場合は徒歩により行うものとする。

一 道路及び道路の附属物

イ 路面（車道、歩道）、路肩、路側及び法面

ロ 排水施設

ハ 構造物

ニ 交通安全施設

ホ 街路樹及び植樹帯

ヘ 地点標及び境界杭

二 交通の状況、特に道路工事、占用工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況

三 道路隣接地における施設、立木及び工事等が道路に及ぼしている影響

四 道路の占用状況等

五 降雨、降積雪、凍結状況及び雪崩危険箇所等の把握

(3) パトロールの実施日

パトロールを実施する日は、あらかじめ監督員が作成する月別パトロール実施予定表によるものとする。

(4) パトロール体制

パトロール体制は、巡視員2名及び運転手1名の3名体制を基本とする。

補修員及び運転手は、それぞれを兼ねることができる。

(5) パトロール結果の記録

パトロールにより把握した事項、発見した異常箇所を措置した事項については、パトロール日誌（兼）道路異常箇所状況報告書に記載し監督員に報告するものとする。

パトロール日誌等の様式は、発注者が定めこれを使用するものとする。

(6) 機械等貸付

パトロールに使用する車輦（以下、「パトロール車」という。）は、発注者より貸与する。但し、県中建設事務所にパトロール車が納入するまでの間は、受注者が手配する。

3.2.2 道路植栽管理業務

(1) 業務の内容

道路植栽管理業務は、道路植栽の防除、剪定、施肥、伐採を行うものとする。また、植栽管理を行うための除草を含むものとする。

(2) 実施回数

実施回数は、6月～10月の間の年1回を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。

3.2.3 道路環境美化業務

(1) 業務の内容

道路環境美化業務は、路肩、法面部の除草、路面の清掃、ゴミ拾いを行うものとする。

(2) 実施回数

実施回数は、6月～10月の間の年1回を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。

3.2.4 道路除草業務

(1) 業務の内容

道路除草業務は、路肩、法面部の除草を行うものとする。

(2) 実施回数

実施回数は、6月と8月上旬の年2回の実施を標準とする。

【事業費の内訳】

単位：千円

契約方式	業務名称	対象路線・延長	金額
単価契約	①道路パトロール業務（異常時・地震時）	11路線、L=39.4km	70,000 ～80,000
	②道路維持補修業務	11路線、L=39.4km	
	③舗装維持修繕業務	11路線、L=39.4km	
	④除雪業務	11路線、L=39.4km	
	⑤凍結防止剤散布業務	11路線、L=39.4km	
総価契約	①道路パトロール業務（平常時）	1路線、L=12.4km	30,000 ～40,000
	②道路植栽管理業務	7路線、L=12.7km	
	③道路環境美化業務	1路線、L=13.5km	
	④道路除草業務	11路線、L=39.4km	
	合 計		100,000 ～120,000